

～消費税について以下の確認をお願いいたします！～

- (1) **令和6年分**（課税期間）において消費税の確定申告が必要な個人事業者は、下表
 ㉖～㉙のいずれかの条件にあてはまる方となります。

申告忘れのないようご注意ください！

㉖	令和4年分（基準期間）において 課税売上高が1,000万円を超えている 。
㉗	令和5年1月1日から令和5年6月30日（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている。（注）課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額により判定することもできます。
㉘	消費税課税事業者 選択 届出書を提出している。
㉙	令和5年10月1日以降インボイス発行事業者として登録されている方。

- (2) 計算方法をご確認ください。

- 上記(1)で㉖～㉘に該当する方は、**一般課税**、**簡易課税**（選択届出書を提出した方）となります。
- 上記(1)で㉙のみに該当する方は、**一般課税**、**簡易課税**（選択届出書を提出した方）、**2割特例（申告時で選択）**となります。
 - 2割特例を適用できる事業者について
 - ・ インボイス制度を機に**免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者**の方が適用できます。
 - ・ 一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、**2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記する**ことで適用できます。

- (3) 記帳について

計算方法	記帳方法
一般課税	売上・経費についての区分経理（軽減8%・標準10%・非課税）に加えて、経費についてインボイスの有無の記帳も行っていく必要があります。 ※ 基準期間の売上高が1億円以下の事業者の方は、1取引当たり税込み1万円未満の取引については、「インボイス有」で処理します。 ※ インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機・公共交通機関による旅客運送などについては、摘要欄に通常必要な記載事項に加え「自販機」、「公共交通機関特例」などと記載します。
簡易課税 （選択届要提出）	売上についての事業区分とその税区分（軽減8%・標準10%）が分かるように記帳する必要があります。 ※ インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方で、簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出期限は、申告会事務局でご相談ください。

(注)

- インボイス制度を機に**免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方**についても、選択している計算方式（一般、簡易）に対応した記帳を行う必要があります。
- 手書きの方は「帳簿」の記帳と「消費税区分集計表」の作成をお願いいたします。会計ソフトをご利用の方は、必ず消費税対応設定を行った上で入力をしてください。
- インボイス制度が始まった令和5年10月1日に登録を受け、令和5年分の申告は3ヶ月分、令和6年分以降の申告は1年分となる方が多いと思われます。納税額は3ヶ月分から1年分となりますので4倍程度が想定されます。納税の事前準備をしてください。